

## 第10章 危険物

### 10.1 導入

本章は、危険物の安全な取扱い及び保管に関する基準を定める。本章は、国防省訓令6050.05「国防省ハザードコミュニケーション（HAZCOM）プログラム」において、より全般的に対象とするハザードコミュニケーション、安全及び労働衛生に関する事項の一部を対象とする。本章は、以下は対象としない。

10.1.1 JEGS第15章、第16章及び第17章にて、当該各章で対象とされる固形廃棄物、有害廃棄物及び医療廃棄物。

10.1.2 JEGS第11章、第12章及び第13章にて、当該各章で対象とされるポリオレフィンの貯蔵、USTシステム及び関連する漏出計画と対処の所要事項。

10.1.3 国防省輸送規則（DTR）4500.9-RのパートI、II、III、及びIVにて対象とする危険物の輸送。

10.1.4 国防省指示6055.09E「爆発物安全管理（ESM）」にて対象とする弾薬及び爆発物。

10.1.5 国防省訓令4715.27「国防省低レベル放射性廃棄物（LLRW）処分プログラム」にて対象とする放射性物質。

### 10.2 一般

10.2.1 表10.1のいずれかの特徴を示す資材は、危険とみなされる。

10.2.2 危険物を使用、取扱い又は保管する全ての要員は、国防省訓令6050.05に基づいて訓練を受け、これを遵守しなければならない。

10.2.3 国防省の施設は、改善された危険物管理プロセス及び技術に関するサービスのガイダンスに従って、再発行、資源回収、リサイクル、ソース削減、持続可能な調達、代替、又はその他の最小化戦略により、実用的な場合は危険物の使用を削減するものとする。

10.2.4 施設に余剰となった全ての危険物は、国防省規則4160.21「国防資材廃棄」の第4巻に記載されている手順に従い、国防兵站庁の処分サービスを通じて処理されなければならない。危険物及びその他の特殊処理資材に関する指示」の第4巻に記載されている手順に従って、国防兵站庁処分サービスで処理しなければなりません。本章は、国防省の活動間における使用可能な危険物の移動を禁止することを意図していない。

### 10.3 保管及び取扱い

10.3.1 施設は、降雨への曝露を防ぎ、漏出への対応を容易にし、適切な二次封じ込めを行うような方法で、危険物を保管しなければならない。危険物施設の所要事項は、統一施設設計基準（UFC）4-440-01、倉庫及び貯蔵施設及びDLAI 4145.11/TM38-410/NAV SUP PUB 573/AFJMAN 23-209/MCO 4450.12A、危険物の貯蔵及び取扱いに概説される。

10.3.2 各施設は、全ての危険物保管場所のマスターリストと、そこに含まれる全ての危険物の在庫目録を維持しなければならない。危険物在庫目録に関する詳細は、JEGSパラグラフ13.2.3.3を参照。

10.3.3 施設は、危険物保管場所への人や家畜の無許可の侵入を防止しなければならない。

10.3.4 国防省の施設における全ての危険物には、国防省訓令6050.05に準拠した危険物警告ラベルを貼付しなければならない。また、危険物には、国防省訓令6050.05及びその他の国防省構成機関の指示に従って、安全データシート（SDS）情報を入手できるか、危険物情報リソースシステム（HMIRS）に登録する必要があります。オゾン層破壊物質を含む材料は、JEGSパラグラフ4.9.2に従ってラベル付けされなければならない。これらの所要事項は、これらの材料のライフサイクルを通して適用される。

10.3.5 各作業センターは、作業センターで調達、保管又は使用される、人員がアクセス可能な各危険物のSDSファイルを維持しなければならない。HMIRSに含まれていないSDS及び現地購入品用に作成されたSDSは、HMIRSに追加するために施設から提出されなければならない。SDSは、<http://www.dla.mil/HQ/InformationOperations/Offers/Products/LogisticsApplications/HMIRS.aspx>に記載されているHMIPS窓口を通じて提出されなければならない。各SDSは、英語及び日本語（日本語が勤務場所の主要言語である場合）の両方で書かれており、以下の情報を含んでいなければならない。

- 10.3.5.1 識別。
- 10.3.5.2 危険有害性の識別。
- 10.3.5.3 組成及び成分に関する情報。
- 10.3.5.4 応急処置の方法。
- 10.3.5.5 消火手段。
- 10.3.5.6 偶発的放出対策。
- 10.3.5.7 取扱い及び保管。
- 10.3.5.8 ばく露防止及び個人的保護。
- 10.3.5.9 物理的及び化学的性質。
- 10.3.5.10 安定性及び反応性。

【本文書は日本語仮訳です】JEGSは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

- 10.3.5.11 毒性情報。
- 10.3.5.12 作成日又は最終改訂日。
- 10.3.5.13 生態学的情報（オプション）。
- 10.3.5.14 廃棄に関する考慮事項（オプション）。

10.3.6 危険物ディスペンサーエリアは適切に維持されなければならない。施設は以下のとおり行わなければならない。

- 10.3.6.1 ドラムや容器が漏れていないことを確認する。
- 10.3.6.2 適切な二次封じ込めを行い、必要に応じて容器の下にドリップパンや吸収材を配置して、滴下又は漏出を回収する。
- 10.3.6.3 容器の内容物を明確に表示する。
- 10.3.6.4 ディスペンサーは、排水溝や床、雨水管から離れた場所に配置する。

#### 10.4 輸送前の所要事項

施設は、各危険物の出荷前に、以下のことを確認しなければならない。

- 10.4.1 貨物には、材料の量と性質を明確に記述し、SDSを含む出荷書類を添付する。
- 10.4.2 全ての運転者
  - 10.4.2.1 DTR 4500.9-R のパート II に従い、適切で有効な運転免許証を持っている。
  - 10.4.2.2 貨物に含まれる危険物質について、曝露による健康リスクや、火災、爆発、反応性の可能性を含む物質の物理的危険性を含む訓練を受けている。
  - 10.4.2.3 漏出制御及び緊急通知の手順について訓練を受けている。
  - 10.4.2.4 危険物の積み込み前と積み込み後に、ウォークアラウンド検査を行う。
- 10.4.3 危険物の容器は、パラグラフ 10.3.4 に従ってラベル付けされる。
- 10.4.4 貨物を解放する前に、DTR 4500.9-R のパート II に概説されている輸送に関する所要事項が満たされている。
- 10.4.5 車両のプラカードは、日本国内の国防省施設以外では禁止されている。

表 10.1: 危険物の特性類型

危険の種類	特性
物理的	爆発性、引火性（気体、エアロゾル、液体又は固体）、酸化剤（液体、固体又は気体）、自己反応性、自然発火性（液体又は固体）、自己発熱性、有機過酸化物、金属腐食性、圧力下のガス、水と接触すると可燃性ガスを発生する。
健康	急性毒性（あらゆる暴露経路）、皮膚腐食性又は刺激性。眼に対する重篤な損傷若しくは眼刺激性、呼吸器感作性若しくは皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発癌性、生殖毒性、特定標的臓器毒性（単回又は反復暴露）又は誤嚥性障害。
窒息	純粋な窒息剤で、周囲の大気中の酸素を置換するため、ばく露された人に酸素欠乏を引き起こし、意識を失って死に至ることがある。
可燃性ダスト	ガス（通常は空気）中に浮遊する物質や混合物の固体粒子で、可燃性のもの。
自然発火	摂氏54.4度（華氏130度）以下の空気中で自然発火する気体のこと。摂氏54.4度（華氏130度）以下の空気中で自然発火する気体。
日本国政府による規定	危険物であるため、日本ではアイテムやその廃棄が規制される。